

こんな
場合は、

所得税の一部が 戻ってくるかもしれません

医療費控除



病気やけがの治療で
医療費を多く支払った



入院で食事の費用を
支払った



通院や往診にかかる
費用があった



出産した



医薬品の購入が
多かった など

このような場合に該当し、医療費等（家族の医療費等も含む）が一定額を超えたとき、納めた所得税の一部が戻ってきます。これを医療費控除といいます。

前年1月から12月の間に、負担した医療費等が、10万円または総所得金額等の5%を超える場合が対象で、税務署に確定申告を行うことで、上限200万円まで課税所得から控除され、税金が精算されます。

確定申告の期限は令和4年3月15日までです。

医療費控除の計算式

$$\text{医療費控除額} = \text{1年間に支払った医療費等} - \text{補てんされる金額} - \text{10万円（または総所得金額等の5%のほうが少ない場合はその金額）}$$

※高額療養費、家族療養費、出産育児一時金、健保組合の付加金、生命保険の入院給付金など。

申告に必要な書類

●確定申告書

（国税庁ホームページや税務署等から入手）

●医療費控除の明細書

（国税庁ホームページや税務署等から入手）

当健保組合が発行する「医療費のお知らせ」を添付することで明細書の記載を簡略化することができます。



*申告は、パソコンやスマホでもできます（国税庁の国税電子申告・納税システム「e-Tax」）

*「医療費のお知らせ」に記載のない医療費や交通費などの領収書は、5年間保管しておく必要があります。

セルフメディケーション税制

ご家族の分も含め、特定の市販薬の購入金額が年間1万2,000円を超えた場合、医療費控除の対象となる制度です。

なお、セルフメディケーション税制は医療費控除との併用はできず、どちらか一方を選びます。セルフメディケーション税制は、健診や予防接種などを受けていることが条件ですが、令和3年度改正でこうした取り組みに関する書類の添付は不要となりました（手元保管）。



マイナンバーカードがあれば確定申告が簡単に

令和3年10月より、マイナンバーカードに保険証機能をもたせるシステムが本格運用されています。これによって、令和3年9月分以降の医療費データがマイナポータルを通じて自動入力できるようになる予定です。保険証利用申込み済みのマイナンバーカードがあれば、e-Taxに情報連携され、医療費データが自動集計されるしくみになっています。

なお、これを利用するには、事前にマイナンバーカードを取得し、マイナポータルから保険証利用の申込みが必要となります。



●詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。住所を管轄する税務署へお問い合わせください。